

# 業務指示書

## ルワンダ国小規模農家市場志向型農業プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年8月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業普及に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業普及
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 営農・マーケティング】

- 1) 類似業務の経験：営農・マーケティング
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 稲作】

- 1) 類似業務の経験：稲作
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年9月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(RWF1 = 0.151 円, US\$1 = 103.41 円, EUR1 = 138.49 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月16日(火) 14:00 ~ 17:00

(※日時は変更の可能性がありますが各機内職団途指添がマザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 2F 228会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括  
営農・マーケティング  
稲作

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

88.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月24日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ルワンダ国小規模農家市場志向型農業プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括	(24.00)	( 9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 営農・マーケティング	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 稲作	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ルワンダでは、全人口の約7割が農村部に居住し、約8割は農業に従事している。農業セクターはGDPの約34%を占めており、貧困削減及び経済成長のための最も重要な産業とされている。農業生産自体は、天水依存の労働集約的なものであり、農家による自家消費の他、作物の一部は市場において販売され重要な収入源になっている。

一方、世帯当たりの耕作面積は平均で0.76haであるが、56.8%の世帯は0.5ha以下の農地しか所有していない。近年の人口増加は更なる農地の細分化をもたらす要因になっている。また、丘陵地における土壌流出・肥沃度の低下や、生産資材の供給不足にも直面し、主要園芸作物（トマト、ナス、ニンジン、タマネギ、キャベツ等）の生産性はケニアの3割前後にとどまるなど、近隣国と比べて農業生産性が極めて低い。さらに、仲買人に対する価格交渉力が小さいことなどにより、収益が低く抑えられている。これら要因により、農民の収入は低い状況にあり、農村部においては成人一人当たりの収入が194ドル/年にとどまっている。

農業政策を司る農業動物資源省（Ministry of Agriculture and Animal Resources : MINAGRI）は、傘下に政策実施機関として園芸作物を所管する農業輸出振興局（National Agricultural Export Development Board : NAEB）と穀類等を所管するルワンダ農業局（Rwanda Agriculture Board : RAB）を置き、農地保全や資材供給を進めるなど生産性向上に取り組んでいるが、農家に対する技術指導等の支援体制（人員・技術力等）については改善すべき余地が多い。

こうした中 JICA は、ルワンダ国政府の要請に基づき、開発計画調査型技術協力「東部県ブゲセラ郡持続的農業・農村開発計画調査（協力期間：2006年2月～2009年1月）」を実施し、パイロットプロジェクトとして栽培技術支援、灌漑インフラ整備支援等を実施、活動の主体として農協の活用が重要との提言を行い、その後技術協力プロジェクト「東部県農業生産向上プロジェクト（協力期間：2010年10月～2013年9月）PiCROPP<sup>1</sup>（以下「先行プロジェクト）」を行い、農協を通じた支援により農業生産・収入向上のための協力を実施、農業技術普及における中央政府職員や地方政府職員、組合組織などがそれぞれどのような役割を果たすべきか整理を行った。今般、同国政府は、同プロジェクトの成果を発展させるべく全国を対象地域とした技術協力プロジェクトを日本政府に要請し、同要請を踏まえ、JICA は 2013年6月に詳細計画策定調査団を派遣し、ルワンダ国政府関係者と協議を行い、「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

小規模農家市場志向型農業プロジェクト

#### (2) 上位目標

<sup>1</sup> Project for Increasing Crop Production with Quality Extension Service in the Eastern Province.

全国で市場志向型農業普及パッケージ<sup>2</sup>を利用した普及活動を通じて収入が向上した農業組合が増加する。

### (3) プロジェクト目標

MINAGRI、NAEB、RAB が郡、農業協同組合と連携しながら、市場志向型農業普及パッケージを利用した効果的な普及活動を行うことで、全国のプロジェクト対象組合の農業収入が向上する。

### (4) 期待される成果

成果 1：MINAGRI、NAEB、RAB による市場志向型農業普及パッケージを利用した全国的普及活動のための適切な事業実施およびマネジメント能力が改善される。

成果 2：NAEB による普及活動を通じて、小規模農家が市場志向型園芸農業を実践できるようになる。

成果 3：RAB による普及活動を通じて、小規模農家が市場志向型稲作を実践できるようになる。

### (5) 成果および活動

成果 1：MINAGRI、NAEB、RAB による市場志向型農業普及パッケージを利用した全国的普及活動のための適切な事業実施およびマネジメント能力が改善される。

#### (活動)

- 1-1 NAEB、RAB が市場志向型農業普及パッケージ（園芸<sup>3</sup>稲作）における普及関係機関の役割と責任を明確化し、関係者の合意を得る。
- 1-2 NAEB、RAB が上記の責任・役割分担に従った成果 2、3 の活動をモニタリング、監督する。
- 1-3 NAEB、RAB が普及関係機関（例：郡）とともに定期的に成果 2、3 の活動の進捗、成果、フォローアップを技術委員会（Technical Committee）<sup>4</sup>で共有する。
- 1-4 NAEB、RAB および普及関係機関（例：郡）が成果 2、3 で実施された普及活動を公式に採用する。
- 1-5 NAEB、RAB が活動の進捗、成果、教訓を MINAGRI と共有し、全国展開のために必要な措置を提案する。

成果 2：NAEB による普及活動を通じて、小規模農家が市場志向型園芸農業を実践できるようになる。

#### (活動)

<sup>2</sup>市場志向型農業普及パッケージとは、先行プロジェクトで作成された技術普及パッケージをもとに全国に普及するために改良されるもの。技術普及パッケージには、普及プログラム、普及教材・ツール、普及プログラムにおける役割分担表などが含まれる。

<sup>3</sup>先行プロジェクトの経験を踏まえ、園芸の主要対象作物は野菜を想定している。

<sup>4</sup>技術委員会は、プロジェクト活動の進捗確認および活動の進め方について関係者間で確認および協議を行うために R/D に基づいて設置される予定。

- 2-1 NAEB が園芸分野の市場志向型農業普及パッケージの内容を見直し、基本原則を理解する。
- 2-2 NAEB が普及関係者（例：RAB、セクター農業担当官など）とともに日本人専門家の指導のもと（直接）支援対象組合<sup>5</sup>に対して園芸分野の市場志向型農業普及パッケージを実践する。
- 2-3 NAEB が普及関係者（例：RAB、セクター農業担当官など）とともに（間接）支援対象組合<sup>6</sup>に対して園芸分野の市場志向型農業普及パッケージを実践する。
- 2-4 NAEB が 2-2、2-3 の活動の結果に基づき、園芸分野の市場志向型農業普及パッケージを改良する。

成果 3：RAB による普及活動を通じて、小規模農家が市場志向型稲作を実践できるようになる。

（活動）

- 3-1 RAB が稲作分野の市場志向型農業普及パッケージの内容を見直し、基本原則を理解する。
- 3-2 RAB が普及関係者（例：セクター農業担当官など）とともに日本人専門家の指導のもと（直接）支援対象組合に対して稲作分野の市場志向型農業普及パッケージを実践する。
- 3-3 RAB が普及関係者（例：セクター農業担当官など）とともに（間接）支援対象組合に対して稲作分野の市場志向型農業普及パッケージを実践する。
- 3-4 RAB が 3-2、3-3 の活動の結果に基づき、稲作分野の市場志向型農業普及パッケージを改良する。対象組合の活動計画立案にあたって組合の弱み・強みを把握する。

## （6）対象地域

（園芸）全国各県より合計 8 郡程度（東部県、北部県、西部県、南部県から各 2 郡）

（稲作）稲作が盛んな南部県、東部県を中心に合計 7 郡程度

## （7）関係官庁・機関

＜カウンターパート機関＞

農業動物資源省（Ministry of Agriculture and Animal Resources : MINAGRI）

農業輸出振興局（NAEB: National Agricultural Export Development Board）

ルワンダ農業局（RAB: Rwanda Agriculture Board）

＜その他関連機関・組織＞

地方政府省（Ministry of Local Governmento: MINALOG）

対象郡庁、セクター事務所

ルワンダ協同組合局（Rwanda Cooperative Agency: RCA）

<sup>5</sup>（直接）支援対象組合とは、日本人専門家が C/P とともに直接普及活動を行う組合のことを言う。（以降同様。）

<sup>6</sup>（間接）支援対象組合とは、C/P が直接（日本人専門家が C/P を通じて間接的に）普及活動を行う組合のことを言う。（以降同様。）

## 対象農業協同組合

(8) 協力期間：5年間（2014年10月～2019年10月）

### 3. 業務の目的

本プロジェクトは、ルワンダ国において、市場志向型農業を全国に普及させるため、農業関係政府機関による技術的实施能力とマネジメント能力を向上させ、各機関による普及活動を通じて、小規模農家による市場志向型農業の実現を図り、農家所得の向上に寄与するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2014年4月30日にルワンダ国実施機関と締結した討議議事録(R/D)に基づいて実施される「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」の枠内で、「3.業務の目的」を達成するため「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に記載する業務を実施し、「7.成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 市場志向型農業の推進（SHEPアプローチ）

我が国は2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)において、自給的農業から商業的農業への移行を促進するため、小農による市場志向型農業（SHEPアプローチ：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）を推進する方針を表明した。本プロジェクトは上記方針に基づき、同アプローチが適用される協力案件である。

また、本件に先立ち実施された先行プロジェクトPでは、特に園芸分野においてSHEPアプローチの考え方を取り入れた技術普及パッケージを作成しており、これら技術普及パッケージに対して各地域の農業にふさわしい形で改良を加えたうえ活用しつつ効果的な普及を全国で展開する。

さらに、2014年5月にJICA関西国際センターおよびケニアで行った課題別研修「アフリカ市場志向型農業振興 行政官コースA」にルワンダから1名の研修員（Head of Horticulture Division、NAEB）が参加していることから、本プロジェクトでは本研修員を主要C/Pのうちの一人として業務に取り組むこととする。

なお、本プロジェクトでは園芸の他、稲作を対象とするが、いずれも市場を意識した生産について取り組むこととする。一方、農村地域における生計手段としては内水面養殖や畜産といったものもあるが、本プロジェクトでは狭義の意味における農業を取り扱い、稲作と園芸をその対象とする。

#### (2) 実施機関の役割の明確化

農業技術の普及についてはMINAGRI およびその傘下にあるNAEB、RABが、住民（農民）の組織運営に関しては、MINALOCが所管する郡庁・セクター事務所が主に関係する。また、末端行政機関であるセクターに農務官が配置されている場合や、組合が農業技術者を雇用している場合もある。このように、農業普及全般を視野に入れた場合、その関係者は非常に多岐にわたる。

先行プロジェクトでは対象地域の各普及関係者が栽培技術を習得し個々の能力

を高めることができたものの、RAB、NAEBが各関係者の協力を仰ぎながら一連の技術普及パッケージを実践的に計画・運営するノウハウは十分蓄積されておらず、関係者間の調整機能、普及活動の実施体制について依然課題が多いことから、本プロジェクトでは、まず普及活動の実施機関であるRAB、NAEBが地方レベルの普及関係者と連携を行うために、組織的な事業実施体制を関係機関と十分に協議のうえ合意することを目指す。

### (3) ルワンダ関係者の主体的取組の促進

先行プロジェクトでは日本人専門家がC/Pに技術移転を行いつつ組合に対する普及活動を行った。その過程で組合を対象とした普及活動の方法（中核組合と衛星組合を対象とする手法<sup>7</sup>等）の検証を重ねてきた。本プロジェクトでは、その方法がルワンダ政府の行政システムの中で定着し、C/P機関の普及活動実施能力が高まることを目指すものであるが、そのため、各県で活動を展開するに際し、日本人専門家が直接普及活動を支援する段階（活動2-2および3-2）を経てC/Pが主体的に普及活動を行う<sup>8</sup>段階（活動2-3および3-3）というような取り組み方、また、1年ごとに日本人専門家の直接関与する郡および組合を移しながらより多くの組合に普及を図ることで、中央官庁の普及に関する能力強化と普及パッケージの簡素化・普遍化に取り組むことを想定している。

このようにして、成果2と成果3の活動はNAEBおよびRABが地方レベルの普及関係者とともルワンダにおける農業普及活動の定着を意識しつつ行っていくが、協力終了後持続性を視野に入れ、MINAGRIと恒常的に連絡・調整を行うことにも十分意識を向ける必要がある。

### (4) 普及手段としての組合の活用

ルワンダでは営農指導や農家経営を合理化するため組合の設立が促進されており、全国各地に作物別の組合が設立され、生産・出荷を行っている。こうした背景から、本プロジェクトでは普及の手段としては組合を通じた方法をとることを考える。

農協の規模は稲作と園芸で大きく異なっている。一般に稲作がおこなわれているのは丘陵地の谷間に流れている小河川沿いに形成されている湿地帯であるが、こうした土地は国有地とされており、農民は湿地帯ごとに稲作組合を形成し政府から土地の利用に関し認可を受けた上で稲作を行っている。このため、稲作組合は組合員数が多く数百人から千人を超える場合もある。園芸は必ずしも地形的要因によって形成されているわけではなく、比較的小規模（数十人規模）である場合が多い。また、園芸組合の場合共同圃場により生産を行っている場合もある。

ただし、ルワンダでは農業生産に関しては組合を形成することが一般的であるとはいえ、公的補助金を受けることのみを目的に設立された組合や、研修参加にあまり意欲的ではない組合も存在する。こうしたことから、先行プロジェクトでは、C/Pと協議の上選定基準を設けたことに加え、特に園芸組合の選定に際しては、プロジ

<sup>7</sup>「中核組合」と「衛星組合」の違いは、研修の場（圃場）を提供するかどうかの違いであり、前記の「（直接）支援対象組合」と「（間接）支援対象組合」の違いは、日本人専門家の関与の度合いの違いである点に留意。詳しくは後述。

<sup>8</sup>日本人専門家はC/Pの主体性を損なわない範囲で、C/Pの行う普及活動について必要な指導・助言・モニタリングを行うこととする。

エクトによる普及を希望する組合からのプロポーザルを募り、ボトムアップ方式により対象組合を選定した。本プロジェクトでは、C/Pと選定方法を協議の上、対象組合を選定することとするが、その方法については、先行プロジェクトでの例も参照しつつ、プロポーザルにて提案すること。

また、先行プロジェクトでは、「普及の場」として選定された組合（中核組合）と、その場に参加する組合（衛星組合）を選定して、効率的な普及を行った<sup>9</sup>。具体的には中核組合が展示を兼ねた研修圃場を設置しその場で各種研修を行いつつ、衛星組合の代表者もその研修に参加するとともにそれぞれの衛星組合内の農家に対して研修で学んだことを伝達するというような手法を行った。本プロジェクトでもこの方法を取り入れた普及活動を行うこととする。

#### (5) 地域ごとのプロジェクトの実施

本プロジェクトでは、全国各県から対象郡および組合を選定して普及活動を行う。その狙いとしては、普及活動の司令塔的立場となる中央官庁の普及活動運営力向上と普及内容の普遍化・簡易化を図ることにある。そのため活動の展開の方法としては、まずは先行プロジェクトにより一定の成果が成し遂げられた東部県から始め、その後ほぼ1年ごとに活動の対象郡（および県）を変更しつつ、全国での普及を意識した中央官庁の能力強化と、普及についてより普遍的な内容・方法の抽出を図ることを想定している。

具体的には、ア) 日本人専門家が直接普及に関与する組合とイ) ルワンダ側 C/P がより自立的に普及を行い、日本人専門家の関与は間接的なものに留める組合、というような取り組み方の違いを設け、ア) により1年間の普及活動の対象となった郡においては、その後イ) の方法により新たな組合に普及を行うこととし、1年ごとにイ) の方法により同一郡内において新たに普及する組合を選定していく、という展開を想定している。これをまとめると次表のとおりとなる（園芸の場合）。なお、稲作の場合は一つの組合における組合員数が非常に多数となることから、年間を通じ各郡一つの組合を特定しその代表農家50名に対して普及を行う。日本人の関与およびC/Pの主体的な普及の考え方は園芸の場合に準じることとする。また、園芸および稲作の普及の対象とする郡は必ずしも同一である必要はなく各地の営農の状況に合わせるものとする。

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
園芸	ア) による普及	(東部県)	(県2)	(県3)	(県4)	
		A1~A5	C1~C5	E1~E5	G1~G5	
		B1~B5	D1~D5	F1~F5	H1~H5	
	イ) による普及		A6~A10	A11~A15	A16~A20	A21~A25
			B6~B10	B11~B15	B16~B20	B21~B25
				C6~C10	C11~C15	C16~C20
				D6~D10	D11~D15	D16~D20
					E6~E10	E11~E15

<sup>9</sup> 「中核組合」と「衛星組合」の違いは、研修の場（圃場）を提供するかどうかの違いであり、前記の「（直接）支援対象組合」と「（間接）支援対象組合」の違いは、日本人専門家の関与の度合いの違いである点に留意。

				F6~F10		F11~F15
						G6~G10
						H6~H10
稲作	ア)による普及	(東部県)	(南部県)	(東部県)	(南部県)	
		J1	L1	N1	Q1	
	K1	M1	P1			
	イ)による普及		J2	J3	J4	J5
			K2	K3	K4	K5
				L2	L3	L4
				M2	M3	M4
					N2	N3
					P2	P3
						Q2

注1：ローマ字は対象郡を示しアラビア数字は対象組合を示す。

注2：1年間の普及を行った後は、営農の状況をフォローする。

#### (6) 関連事業との連携

現在ルワンダ東部県ンゴマ郡において日本の無償資金協力による灌漑施設（貯水池および灌漑水路）の建設が計画されており<sup>10</sup>、丘陵畑作地帯での灌漑農業（計画受益面積 265ha）の振興及び低湿地における稲作農業の改善（計画受益面積 35ha）が行われる見込みである。そのほか、本プロジェクト期間内に、関連の技術協力<sup>11</sup>が行われる可能性もある。本プロジェクトではこれら協力と可能な限り連携を行うこととする。

また、MINAGRI には現在 JICA 専門家「灌漑アドバイザー」が派遣されており、MINAGRI が行っている灌漑事業への助言を行っている。同アドバイザーとも情報交換を十分行い、特に活動の対象となる組合選定に際しては、MINAGRI による灌漑事業地区（ドナーによる支援地区を含む）における組合を選定することも検討すること。

#### (7) 作付時期

ルワンダは赤道直下付近に位置する国であるが、国土は海拔 800m~4,500m の高地に位置しているため、平均気温は 20℃程度で、年間の気温変動はそれほど大きくない。また、大雨季（2~5月）と小雨季（9~11月）の二回の雨季がある。ルワンダは国土面積がそれほど広くないことから、気候の地域的な差異はそれほど大きくない。プロジェクトの実施に際しては作付時期を十分考慮して活動の計画を立てることとするが、作付時期については、詳細計画策定調査報告書等を参考とすること。

#### (8) 定期モニタリング

本プロジェクトにおいては、従来行っていた事業の進捗確認のための中間レビュー調査および終了時評価調査を行わず、日々のモニタリングを通じて進捗管理を

<sup>10</sup>施設建設完了及び先方への引き渡しは 2016 年 7 月頃、その後約 1 年間の湛水期間が見込まれている。

<sup>11</sup>例えば草の根技術協力などが行われる可能性もある。



行う予定である。プロジェクト専門家は C/P 機関との協働で 6 か月に 1 度の頻度で事業の進捗や解決すべき実施上の課題・懸案事項と対応策をとりまとめ、JICA が別途定める様式により JICA に遅滞なく報告することとする。JICA は右報告を受け、必要に応じ取るべき対応についてプロジェクトにフィードバックする。なお、「合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee)」は、従来実施してきた他の技術協力同様、本プロジェクトにおいても設置する。JCC 構成の詳細は M/M、R/D を参照のこと。

#### (9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、JICA に対し、当初計画に固執することなく、積極的な改善提案を行うこと。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

柔軟なプロジェクト運営のため、コンサルタントは JICA 側（農村開発部、ルワンダ事務所）に対して密に進捗報告、情報共有を行うこと。現地において少なくとも 1 ヶ月に 1 度 JICA ルワンダ事務所と打ち合わせを行い、進捗を確認すると共に、総括の日本出発前および帰国後には、本部農村開発部との打ち合わせを行うこと。

### 6. 業務の内容

本業務は、第 1 年次契約から第 5 年次契約まで、5 年間の協力期間全体にわたり実施することとし、以下の内容を想定している。コンサルタントは、国内作業および現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。なお以下では契約年次ごとに記載を分けているが、国内作業と現地作業の区別は行っていない。

プロジェクト目標達成のため変更・削除すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。

#### (1) 第 1 年次契約期間 (2014 年 10 月～2015 年 6 月)

##### 1) ワークプラン（原案）の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等および事業モニタリングのため JICA が別途手交する Monitoring Sheet Ver. 0 を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、JICA 農村開発部と協議の上、これらをワークプラン（原案）（英文）及び Monitoring Sheet Ver. 1（原案）に取りまとめる。

同プラン（原案）及び Monitoring Sheet Ver. 1（原案）を基に、カウンターパート機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有するとともに、必要に応じ、その修正版を作成し、ワーク・プランとして取りまとめ、合意することとする。

なお、Monitoring Sheet については、Ver. 1 作成から 6 か月ごとにカウンターパ

一ト機関と協同で更新版を作成し、JICA ルワンダ事務所に提出すること。

## 2) 対象地域（郡）の選定

前記5. (6) のとおり、本件では協力の進捗に応じて日本人が直接かかわる郡を移しつつ協力を進める方針であるが、事業開始に当たり、1年目で日本人が直接かかわる郡を選定する。前述のとおり、先行プロジェクトでの実績がある東部県の中から選定することとする。

2年次目以降に日本人が直接かかわる対象県および郡においては、既存統計資料等を基に各地の農業をとりまく状況を的確に捉えながら MINAGRI、NAEB、RAB と協議の上選定するが、この時点で選定するのか、各年次の普及開始までに選定するのか、MINAGRI、NAEB、RAB とこの時点で協議の上、選定のタイミングについて決定することとする。なお、日本人が直接かかわる郡の数については、協力期間を通じ、園芸については全国各県から2郡（計8郡）を選定し、稲作については、栽培が盛んに行われている南部県および東部県から計7郡を選定する。

## 3) 市場志向型農業普及パッケージを利用した普及のための関係者の理解促進と実施（連携）体制の確認

前記5. (2) のとおり、ルワンダでは普及に関係する機関が多数にわたる。したがって、普及活動の開始に際しては、プロジェクトが取り組もうとしている普及活動における各機関の役割や連携の取り方について関係者間で十分な理解の促進を図る。なお、将来的には全国における普及活動の司令塔的立場になる MINAGRI、NAEB、RAB が主体となり、各機関の連携・実施体制の確認および理解促進を図ることとする。

## 4) 対象組合の選定

本プロジェクトでは前記5. (6) のとおり1年ごとに日本人専門家の直接関与する郡および組合を移しながら協力を進めていく予定である。対象組合の選定に際しては、前記2) に記載の対象郡選定と同様、そのタイミングおよび方法について C/P と協議の上決定し、対象組合を選定する。

コンサルタントは、選定の方法およびタイミングについて、先行プロジェクトでの例も参照しつつ、妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。

なお、日本人が直接関与する普及における対象組合数は、園芸においては各郡2組合、稲作においては各郡1組合（研修には各組合代表者50名の参加）を想定している。

## 5) 対象組合に関するベースライン調査

選定された組合について、本プロジェクトによる支援の内容の検討および普及の成果を確認するための参考情報収集のため簡単なベースライン調査を行う。調査は、コンサルタントが C/P とともに直営により、対象組合の選定後速やかに行うこととする。調査項目は以下のものが想定されるが、より適切な方法・タイミング・調査項目（その過不足）があれば理由も付してプロポーザルにて説明・提案すること。なお、本調査については、プロジェクト終了後、C/P が自立的に行えるよう、

過度に詳細なものとならないよう留意すること。

ア. 営農の状況

- ・園芸作物栽培の現状  
技術レベル、品種、収量、投入資材、収穫後処理方法、農機具の活用状況等
- ・水稻栽培の現状  
技術レベル、品種、収量、投入資材、収穫後処理方法、農機具の活用状況等
- ・水管理の現状  
水管理状況、灌漑施設整備状況、水利費等
- ・市場の動向  
作物/市場毎の価格、年次変動、流通システム等
- ・行政、農業普及関係者の動向  
普及体制、農業普及員の人数、技術レベル等
- ・農家所得

イ. 農民組織（園芸組合、稲作組合）の状況

- ・組合数、組合員数の動向
- ・営農状況（生産量、生産性、販売価格、収支等）
- ・運営状況
- ・組織活動への支援状況

ウ. ジェンダーの状況

- ・組合内、家庭内における男女の役割
- ・男女別の社会経済的な指標

6) プロジェクト活動計画の決定

先行プロジェクトの結果、前記ベースライン調査、および対象県・郡等の各種既存統計データを踏まえ、関係機関及び対象組合と協議の上、普及する営農技術内容を特定するとともにプロジェクトで取り組む技術指導活動計画（研修計画）を作成する。

本プロジェクトでは、個別農家が習得すべき技術の普及を担う者への研修すなわち「研修講師養成のための研修（Training of Trainers ; ToT）」を主たる活動とするが、ToTの対象としては、ア）農業普及関係者とイ）組合（農家）代表の大きく二つの集団となる。すなわち、ア）により主に政府関係者（地方政府）に対して普及方法の習得を図り、その後イ）として農民間での技術普及の旗振り役となる組合代表者に対して普及すべき技術の習得を図ることとする。このような段階を踏まえることで、政府関係者がそれぞれの所管区域での普及活動を展開していくとともに、組合代表者により各農民が技術力を向上させることを実現する。

なお、先行プロジェクトにおいては、「園芸」「稲作」それぞれの技術分野での研修と分野横断的なものとして「組織運営・ジェンダー」研修を行ったほか、園芸分野においては特に SHEP アプローチで鍵となる「マーケティング」研修を行うとともに、稲作分野ではコメの品質を左右する「水管理」「収穫後処理」研修を行っ

た。これらの研修については、前述の「技術普及パッケージ」<sup>12</sup>としてまとめられている。本プロジェクトにおいても、これらの分野において、相互に関係する部分も考慮し、かつ先行プロジェクトで行った研修内容や各種マニュアル/教材等も適宜参考にしつつ、また、先行プロジェクトで行った普及内容の普遍化・簡素化を行うことを念頭に、対象組合の状況に適した研修計画を立案すること。

#### 7) プロジェクト指標の決定

前記にて決定した活動の結果、達成が見込まれる成果およびプロジェクト目標等の指標を決定する。指標決定のタイミングとしては、活動開始後3か月を目安とする。なお、指標については、プロジェクト開始から2年が経過し、前半2県での活動が終了した後、それまでに行ったプロジェクト活動による成果を踏まえ見直すことを想定している。

#### 8) 研修の実施

前記6)で作成した研修計画に基づき、先行プロジェクトで作成した教材を活用し、研修を実施する。前記のとおり、対象とする組合の農家の能力向上、加えて、彼らを継続的に支援していく農業普及関係者の能力向上を目的に研修を実施する。

#### 9) 業務完了報告書

第1年次契約期間の活動状況を業務完了報告書(第1年次)に取りまとめる。

### (2) 第2年次契約期間(2015年7月～2016年6月)

#### 1) ワーク・プランの説明

第2年次業務開始に際し、JICA農村開発部にワーク・プラン(第2年次分)の内容を説明する。

#### 2) 市場志向型農業普及パッケージを利用した普及のための県および郡関係者の理解促進

第1年次においては、MINAGRI、NAEB、RABを含む中央政府レベルでの関係者間での理解促進を図ったが、第2年次からは、MINAGRI、NAEB、RABが主体となり県および郡レベルの関係者に対して、普及活動における各機関の役割や連携の取り方について説明を行うとともに関係者間で十分な理解の促進を図ることとする。コンサルタントはこれら中央政府関係者に対して適宜支援を行うが、右関係者の主体的行動を促すことに留意する。

#### 3) 対象組合の選定

第1年次と同様の考え方・方法にて対象組合を選定する。選定のタイミングとしてより妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。

<sup>12</sup> 脚注2および後述の「JICAより提供する資料」を参照のこと。

なお、日本人が直接関与する普及における対象組合数は、第1年次と同様である。

4) 対象組合に関するベースライン調査

第1年次と同様の考え方・内容・方法にてベースライン調査を行う。調査実施のタイミングとしてより妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。

5) プロジェクト活動計画および市場志向型農業普及パッケージの見直し

第1年次で実施した活動の結果を踏まえ、普及内容の普遍化・簡素化を行うことを念頭に適宜技術指導活動計画（研修計画）及び市場志向型農業普及パッケージの見直し・改良を行う。

6) 研修の実施

前記5)で見直しを加えた技術指導活動計画（研修計画）及びマニュアル/教材等に基づき、研修を実施する。

7) プロジェクト指標の見直し

第1年次で決定したプロジェクト指標について、第2年次終了時までには実施したプロジェクト活動の成果を踏まえ指標を見直す。

8) 業務完了報告書

第2年次契約期間の活動状況を業務完了報告書（第2年次）に取りまとめる。

(3) 第3年次契約期間（2016年7月～2017年6月）

1) ワーク・プランの説明

第3年次業務開始に際し、JICA 農村開発部にワーク・プラン（第3年次分）の内容を説明する。

2) 市場志向型農業普及パッケージを利用した普及のための県および郡関係者の理解促進

前年次と同様、MINAGRI、NAEB、RABが主体となり県および郡レベルの関係者に対して、普及活動における各機関の役割や連携の取り方について説明を行うとともに関係者間で十分な理解の促進を図ることとする。

3) 対象組合の選定

前年次までと同様の考え方・方法にて対象組合を選定する。選定のタイミングとしてより妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。

なお、日本人が直接関与する普及における対象組合数は、前年次までと同様である。

4) 対象組合に関するベースライン調査

前年次までと同様の考え方・内容・方法にてベースライン調査を行う。調査実施のタイミングとしてより妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。

5) 技術指導活動計画（研修計画）市場志向型農業普及パッケージの見直し

前年次までに実施した活動の結果を踏まえ、普及内容の普遍化・簡素化を行うことを念頭に適宜技術指導活動計画（研修計画）及び市場志向型農業普及パッケージの見直し・改良を行う。

6) 研修の実施

前記 5) で見直しを加えた技術指導活動計画（研修計画）及びマニュアル/教材等に基づき研修を実施する。

7) 業務完了報告書

第3年次契約期間の活動状況を業務完了報告書（第3年次）に取りまとめる。

(4) 第4年次契約期間（2017年7月～2018年6月）

1) ワーク・プランの説明

第4年次業務開始に際し、JICA 農村開発部にワーク・プラン（第4年次分）の内容を説明する。

2) 市場志向型農業普及パッケージを利用した普及のための県および郡関係者の理解促進

前年次までと同様、MINAGRI、NAEB、RAB が主体となり県および郡レベルの関係者に対して、普及活動における各機関の役割や連携の取り方について説明を行うとともに関係者間で十分な理解の促進を図ることとする。

3) 対象組合の選定

前年次までと同様の考え方・方法にて対象組合を選定する。選定のタイミングとしてより妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案すること。

なお、日本人が直接関与する普及における対象組合数は、前年次までと同様である。

4) 対象組合に関するベースライン調査

前年次までと同様の考え方・内容・方法にてベースライン調査を行う。調査実施のタイミングとしてより妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポー

ザルにて提案すること。

5) 技術指導活動計画（研修計画）市場志向型農業普及パッケージの見直し

前年次までに実施した活動の結果を踏まえ、普及内容の普遍化・簡素化を行うことを念頭に適宜技術指導活動計画（研修計画）及び市場志向型農業普及パッケージの見直し・改良を行う。

6) 研修の実施

前記 5) で見直しを加えた技術指導活動計画（研修計画）及びマニュアル/教材等に基づき研修を実施する。

7) 業務完了報告書

第 4 年次契約期間の活動状況を業務完了報告書（第 4 年次）に取りまとめる。

(5) 第 5 年次契約期間（2018 年 7 月～2019 年 11 月）

※2019 年 10 月の協力期間終了後の残務期間を含む。

第 5 年次契約においては、前記 5. (5) に記載のとおり、日本人が直接関与する研修は行わず、C/P が行う普及活動の成果の確認、C/P に対する指導を中心に活動を実施する他、プロジェクト終了に向けたルワンダにおける市場志向型農業の普及システムの定着のための課題の整理、対応策の検討、先方政府に対する提言のとりまとめを中心に行う。また、各ドナーに対し、日本側協力により成し遂げられた先方関係者の能力強化並びに対象組合の営農技術向上について理解を深めるため、従来以上に積極的な広報活動を行う。

1) ワーク・プランの説明

第 5 年次業務開始に際し、JICA 農村開発部にワーク・プラン（第 5 年次分）の内容を説明する。

2) 市場志向型農業普及パッケージを利用した普及のための関係者の実施（連携）体制確立に向けた関係者間での認識強化

第 4 年次までに関係した主要普及関係者を集めたワークショップを開催し、これまでに各関係者が経験・習得した普及の方法について意見交換を行う。その結果を踏まえ、中央官庁における普及行政の進め方について C/P 主体により検討を行い、全国に存在するより多くの農協が収入向上を実現するための方策について、省内上層部に対する提言を取りまとめる。

3) エンドライン調査の実施

第 4 年次までに普及の対象となった組合について、研修後の営農の状況について全体を取りまとめ、プロジェクトの成果判断のための材料とする。調査方法については、C/P および各機関の普及関係者を活用することを想定しているが、コンサルタントもより積極的に調査に関与することとする。

なお、協力期間中に灌漑農業が導入された組合については、灌漑の効果についても検討を加えることとする。

#### 4) 最終セミナーの開催研修の実施

プロジェクトの成果をルワンダ国側関係者に広く広報するため、キガリにおいて最終セミナー(参加者 50 名程度)を開催する。セミナー対象者はプロジェクト関係者だけではなく、地方政府関係者、NGO や研究機関、ドナーなども対象とする。なお、開催時期、方法等の詳細については、先方機関との協議を通じて決定する。

#### 5) 全国版市場志向型農業普及パッケージの作成

これまでに本プロジェクトで蓄積された経験・知見をもとに、ルワンダにおける普及関係者が市場志向農業普及を行う際に参照すべき市場志向型農業普及パッケージを取りまとめ、前記 1) で取りまとめた提言とともに JCC の場で先方政府に提出する。

#### 6) 事業完了報告書

協力期間全体の活動状況を事業完了報告書に取りまとめる。



## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、契約年次ごとに、「ワーク・プラン」、「業務完了報告書」とし、最終年次においては「ワーク・プラン」、「事業完了報告書」とする。それぞれの提出時期、部数は下表のとおり。また、プロジェクト事業完了報告書には技術協力成果品を添付するものとする。

年次	報告書名	提出時期	部数
各年次	業務計画書	各年次契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン	各年次業務開始時	英文：5部
	Monitoring Sheet	半年ごとにJICAルワンダ事務所に提出する。	英文：1部
	業務完了報告書	各年次契約終了時 (ただし最終年次は除く)	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚
最終年次	各年次の報告書に加え、最終年次は次の報告書を提出する。		
	事業完了報告書	最終年次契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

#### ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

#### イ) 業務完了報告書／事業完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（モニタリングの概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言

f) 次期活動計画（業務完了報告書のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは事業完了報告書のみに記載

## (2) 技術協力成果品等

本プロジェクトで作成する以下の成果品を提出する。

- ア 市場志向型農業普及パッケージ（園芸、稲作等の分野ごと）
- イ その他マニュアル等<sup>13</sup>

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

---

<sup>13</sup>本プロジェクトでは、先行プロジェクトで作成したマニュアル（「園芸」「稲作」「組織運営・ジェンダー」「マーケティング」等）を活用するが、これらについて適宜見直しを加え、全国へ展開させるためのものとして最終化を行う。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2014年10月に業務を開始し、2019年11月の終了を目処とする。以下に、業務工程を示す。

2014	2015		2016		2017		2018		2019	
2014年度	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		
■		■		■		■		■		
W	C	W	C	W	C	W	C	W	C	

W: ワーク・プラン、C: 業務完了報告書/事業完了報告書

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

##### (1) 業務量の目安

総計: 160 M/M

第1年次: 25 M/M

##### (2) 団員構成 (案)

本業務には、主として下記の分野を担当する団員を参加させることを想定している。提案されるプロポーザルの計画に応じて、専門家の担当分野の変更・追加が必要と考えられる場合は、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括(2号)、2) 園芸、3) 稲作(3号)、4) 営農・マーケティング(3号)、5) 業務調整/研修

#### 3. 相手国の便宜供与

R/D、M/Mの記載のとおり。

#### 4. JICAより提供する資料

##### 【配布資料】

- ・ルワンダ国小規模農家市場志向型農業プロジェクト詳細計画策定調査報告書(案)

##### 【閲覧資料】

本業務に関連する以下の資料は JICA 農村開発部第4チーム(電話: 03-5226-8432)にて閲覧できます。

- ・ルワンダ国東部県農業生産向上プロジェクト事業完了報告書(和文、英文)
- ・ルワンダ国東部県農業生産向上プロジェクト事業進捗報告書(和文)
- ・SHEP アプローチ参考資料(「《SHEP》アプローチ研修マニュアル実践編」 「SHEP/SHEP UPとは?」)

また、本業務に関連する以下の資料が JICA ウェブサイトで公開されています。

- ・ルワンダ国東部県農業生産向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000255941>)
- ・ルワンダ国東部県農業生産向上プロジェクト終了時評価調査報告書

## 5. 見積り条件

### (1) 現地再委託事業

本プロジェクトでは現地再委託業務は想定していなが、現地の団体に委託して行うことが妥当と思われるものがあればその考え方を含めプロポーザルにて提案することとし、必要経費は別見積りとすること。

### (2) レポート送付費用

各種レポートを先方政府、国内関係者に配布する際は、受注者が送付することとし、その経費を見積りに計上すること。

### (3) カウンターパート出張旅費

カウンターパートの出張旅費については、カウンターパートの出張がプロジェクト活動上必要不可欠と判断され、相手国がその財政上の理由により負担し得ない場合に限りに、支給することができるものとする。カウンターパート出張旅費の支給は、原則、当該カウンターパートが団員の業務出張に同行する場合のみ認める。なお、必要経費は別見積りとすること。

### (4) 車輜に係る費用

業務開始後、3カ月後を目途に、車輜（4WD）1台をJICAにて購入し、受注コンサルタントに貸与する。同車両の使用に必要な経費（維持管理費、保険、燃料、運転手代等）およびそのほか必要と考えられるレンタカー費用に関する経費は見積もりに含めること。

## 6. その他

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨り作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地業務に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材の内、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつルワンダへの輸入許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うこととする。

### (3) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理を徹底すること。当地の治安状況に係る情報については、JICAルワンダ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのルワンダ側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行うこと。

以上